

新（赤字部分が変更箇所）：2026 年 10 月 11 日以降	旧（赤字部分が変更箇所）																																												
第 1 条 ～ 第 9 条（省略）	第 1 条 ～ 第 9 条（省略）																																												
第 10 条 約定返済額 1. 第 9 条第 1 項による返済における各回の約定返済額は、借入金額（貸越元金を指し、追加借入をしたときは、その直前の貸越元金の残高と追加貸越元金の額との合計とする。以下同じ。）に応じて次のとおりとします。 (1) 平成26年9月16日以降に基本契約を締結した借主または、平成26年9月15日以前に 基本契約を締結した借主のうち、当社が約定返済額の変更を審査のうえ認めた場合。 ア. 第 7 条に基づく貸越利率が 13.6%超の場合 <table><tr><th>借入金額</th><th>約定返済額</th></tr><tr><td>2 千円以上 10 万円以下</td><td>2 千円</td></tr><tr><td>1 0 万円超 20 万円超以下</td><td>4 千円</td></tr><tr><td>20 万円超の場合</td><td>借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30 万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)</td></tr></table> イ. 第 7 条に基づく貸越利率が 9.6%超13.6% 以下の場合 <table><tr><th>借入金額</th><th>約定返済額</th></tr><tr><td>1.5 千円以上 10 万円以下</td><td>1.5 千円</td></tr><tr><td>10 万円超 20 万円以下</td><td>3 千円</td></tr><tr><td>20 万円超の場合</td><td>借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加（20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・）</td></tr></table> ウ. 第 7 条に基づく貸越利率が 9.6%以下の場合 <table><tr><th>借入金額</th><th>約定返済額</th></tr><tr><td>1 千円以上 10 万円以下</td><td>1 千円</td></tr><tr><td>10 万円超</td><td>2 千円</td></tr></table>	借入金額	約定返済額	2 千円以上 10 万円以下	2 千円	1 0 万円超 20 万円超以下	4 千円	20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30 万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)	借入金額	約定返済額	1.5 千円以上 10 万円以下	1.5 千円	10 万円超 20 万円以下	3 千円	20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加（20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・）	借入金額	約定返済額	1 千円以上 10 万円以下	1 千円	10 万円超	2 千円	第 10 条 約定返済額 1. 第 9 条第 1 項による返済における各回の約定返済額は、借入金額（貸越元金を指し、追加借入をしたときは、その直前の貸越元金の残高と追加貸越元金の額との合計とする。以下同じ。）に応じて次のとおりとします。 (1) 平成26年9月16日以降に基本契約を締結した借主または、平成26年9月15日以前に 基本契約を締結した借主のうち、当社が約定返済額の変更を審査のうえ認めた場合。 ア. 第 7 条に基づく貸越利率が 13.5%超の場合 <table><tr><th>借入金額</th><th>約定返済額</th></tr><tr><td>2 千円以上 10 万円以下</td><td>2 千円</td></tr><tr><td>1 0 万円超 20 万円超以下</td><td>4 千円</td></tr><tr><td>20 万円超の場合</td><td>借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30 万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)</td></tr></table> イ. 第 7 条に基づく貸越利率が 9.5%超13.5% 以下の場合 <table><tr><th>借入金額</th><th>約定返済額</th></tr><tr><td>1.5 千円以上 10 万円以下</td><td>1.5 千円</td></tr><tr><td>10 万円超 20 万円以下</td><td>3 千円</td></tr><tr><td>20 万円超の場合</td><td>借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加（20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・）</td></tr></table> ウ. 第 7 条に基づく貸越利率が 9.5%以下の場合 <table><tr><th>借入金額</th><th>約定返済額</th></tr><tr><td>1 千円以上 10 万円以下</td><td>1 千円</td></tr><tr><td>10 万円超</td><td>2 千円</td></tr></table>	借入金額	約定返済額	2 千円以上 10 万円以下	2 千円	1 0 万円超 20 万円超以下	4 千円	20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30 万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)	借入金額	約定返済額	1.5 千円以上 10 万円以下	1.5 千円	10 万円超 20 万円以下	3 千円	20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加（20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・）	借入金額	約定返済額	1 千円以上 10 万円以下	1 千円	10 万円超	2 千円
借入金額	約定返済額																																												
2 千円以上 10 万円以下	2 千円																																												
1 0 万円超 20 万円超以下	4 千円																																												
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30 万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)																																												
借入金額	約定返済額																																												
1.5 千円以上 10 万円以下	1.5 千円																																												
10 万円超 20 万円以下	3 千円																																												
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加（20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・）																																												
借入金額	約定返済額																																												
1 千円以上 10 万円以下	1 千円																																												
10 万円超	2 千円																																												
借入金額	約定返済額																																												
2 千円以上 10 万円以下	2 千円																																												
1 0 万円超 20 万円超以下	4 千円																																												
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30 万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)																																												
借入金額	約定返済額																																												
1.5 千円以上 10 万円以下	1.5 千円																																												
10 万円超 20 万円以下	3 千円																																												
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加（20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・）																																												
借入金額	約定返済額																																												
1 千円以上 10 万円以下	1 千円																																												
10 万円超	2 千円																																												

20 万円以下	
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1 千円を追加 (20万円超 30 万円以下の場合 3 千円、30 万円超40万円以下の場合 4 千円、・・・)

エ. 借入金額が約定返済額以下の場合は、貸越元利金全額を約定返済額とします。

オ. 第9条1項または第9条2項の定めにより、利息額が第 1 項 1 号ア、イ、ウに定める約定返済額を超えるときは、利息額を約定返済額とします。

カ. 第 8 条 1 項に定めるところによりATMを利用し約定返済を行なう場合において、当該ATMにおいて硬貨での返済ができないことにより第 1 号エに定める約定返済額のうち 1 千円単位未満の金額を返済できないときは、当該金額については第 9 条 第 3 項に基づき約定返済の対象外となります。

(2) 平成 26 年 9 月 15 日以前に基本契約を締結した借主のうち、(1)に該当しない場合。

ア. 第 7 条に基づく貸越利率が 15.3%以上の借主の約定返済額

(A) 借入金額が 3 千円以上の場合

借入金額	約定返済額
3 千円以上 10 万円以下	3 千円
10 万円超 20 万円以下	6 千円
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 3 千円を追加 (20万円超 30 万円以下の場合 9 千円、30 万円超40万円以下の場合 1 万 2 千円、・・・)

利息額が上記約定返済金額を超えるときは、利息額を約定返済金額とします。

(B) 借入金額が 3 千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が 3 千円を超える場合は 3 千円。

イ. 第 7 条に基づく貸越利率が 15.3%未満の借主の約定返済額

(A) 借入金額が 2 千円以上の場合

借入金額	約定返済額
2 千円以上	2 千円

20 万円以下	
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1 千円を追加 (20万円超 30 万円以下の場合 3 千円、30 万円超40万円以下の場合 4 千円、・・・)

エ. 借入金額が約定返済額以下の場合は、貸越元利金全額を約定返済額とします。

オ. 第9条1項または第9条2項の定めにより、利息額が第 1 項 1 号ア、イ、ウに定める約定返済額を超えるときは、利息額を約定返済額とします。

カ. 第 8 条 1 項に定めるところによりATMを利用し約定返済を行なう場合において、当該ATMにおいて硬貨での返済ができないことにより第 1 号エに定める約定返済額のうち 1 千円単位未満の金額を返済できないときは、当該金額については第 9 条 第 3 項に基づき約定返済の対象外となります。

(2) 平成 26 年 9 月 15 日以前に基本契約を締結した借主のうち、(1)に該当しない場合。

ア. 第 7 条に基づく貸越利率が 15.3%以上の借主の約定返済額

(A) 借入金額が 3 千円以上の場合

借入金額	約定返済額
3 千円以上 10 万円以下	3 千円
10 万円超 20 万円以下	6 千円
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 3 千円を追加 (20万円超 30 万円以下の場合 9 千円、30 万円超40万円以下の場合 1 万 2 千円、・・・)

利息額が上記約定返済金額を超えるときは、利息額を約定返済金額とします。

(B) 借入金額が 3 千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が 3 千円を超える場合は 3 千円。

イ. 第 7 条に基づく貸越利率が 15.3%未満の借主の約定返済額

(A) 借入金額が 2 千円以上の場合

借入金額	約定返済額
2 千円以上	2 千円

10 万円以下	
10 万円超 20 万円超以下	4 千円
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)

利息額が上記約定返済金額を超えるときは、利息額を約定返済金額とします。

(B) 借入金額が 2 千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が 2 千円を超える場合は 2 千円。

ウ. 第 2 号イにもかかわらず、第 7 条に基づく貸越利率が **12.6%以下**の借主については、次の約定返済額が適用される場合があります。

(A) 借入金額が 1.5 千円以上の場合

借入金額	約定返済額
1.5 千円以上 10 万円以下	1.5 千円
10 万円超 20 万円以下	3 千円
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加 (20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・)

利息額が上記約定返済金額を超えるときは、利息額を約定返済金額とします。

(B) 借入金額が 1.5 千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が 1.5 千円を超える場合は 1.5 千円。

エ. 第2号ア(B)、第2号イ(B)、または第2号ウ(B)にかかわらず、第 8 条第 1 号 に定めるところによりATMを利用し約定返済を行なう場合において、当該ATMにおいて硬貨での返済ができないことにより第2号ア(B)、第 2号イ(B)、または第2号ウ(B)に定める約定返済額のうち 1 千円単位未満の金額を返済できないときは、当該金額については第 9 条第 3 項に基づき約定返済の対象外となります。

2. 各回の約定返済額は最少の返済金額とし、約定返済額を超える返済を妨げないものとします。この

10 万円以下	
10 万円超 20 万円超以下	4 千円
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 2 千円を追加(20万円超 30万円以下の場合 6 千円、30 万円超 40 万円以下の場合 8 千円、・・・)

利息額が上記約定返済金額を超えるときは、利息額を約定返済金額とします。

(B) 借入金額が 2 千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が 2 千円を超える場合は 2 千円。

ウ. 第 2 号イにもかかわらず、第 7 条に基づく貸越利率が **12.5%以下**の借主については、次の約定返済額が適用される場合があります。

(A) 借入金額が 1.5 千円以上の場合

借入金額	約定返済額
1.5 千円以上 10 万円以下	1.5 千円
10 万円超 20 万円以下	3 千円
20 万円超の場合	借入金額が 10 万円増すごとに 1.5 千円を追加 (20万円超 30 万円以下の場合 4.5 千円、30 万円超40万円以下の場合 6 千円、・・・)

利息額が上記約定返済金額を超えるときは、利息額を約定返済金額とします。

(B) 借入金額が 1.5 千円未満の場合

貸越元利金等全額。ただし、貸越元利金等全額が 1.5 千円を超える場合は 1.5 千円。

エ. 第2号ア(B)、第2号イ(B)、または第2号ウ(B)にかかわらず、第 8 条第 1 号 に定めるところによりATMを利用し約定返済を行なう場合において、当該ATMにおいて硬貨での返済ができないことにより第2号ア(B)、第 2号イ(B)、または第2号ウ(B)に定める約定返済額のうち 1 千円単位未満の金額を返済できないときは、当該金額については第 9 条第 3 項に基づき約定返済の対象外となります。

2. 各回の約定返済額は最少の返済金額とし、約定返済額を超える返済を妨げないものとします。この

場合、約定返済額との差額は貸越元金の返済に充当します。 3. 第 2 項にかかわらず、第 8 条第 2 号の振込返済により第 1 項に定める約定返済額未満の振込がされた場合は、当該振込金を返済金として取り扱うこととします。ただし、この場合には、従前の約定返済額および返済期日の変更は行われません。 4. 約定返済の全部または一部を延滞したときは、第 1 項の返済金額に遅延損害金を加えた額を約定返済額とします。	場合、約定返済額との差額は貸越元金の返済に充当します。 3. 第 2 項にかかわらず、第 8 条第 2 号の振込返済により第 1 項に定める約定返済額未満の振込がされた場合は、当該振込金を返済金として取り扱うこととします。ただし、この場合には、従前の約定返済額および返済期日の変更は行われません。 4. 約定返済の全部または一部を延滞したときは、第 1 項の返済金額に遅延損害金を加えた額を約定返済額とします。
第 11 条 ～ 第 28 条 （省略）	第 11 条 ～ 第 28 条 （省略）
【2026年10月11日現在】	【2026年7月31日現在】